

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	平成 28 年 9 月 16 日（金）午前 10 時 00 分		
閉会日	平成 28 年 9 月 16 日（金）午後 4 時 42 分		
場 所	長久手市役所西庁舎 2階 第 7・8 会議室		
出席委員	委員 長	さとうゆみ	
	副委員 長	山田かずひこ	
	委 員	大島令子 加藤和男 林みすず 山田けんたろう	
欠席委員	な し		
欠 員	な し		
会議事件のため出席した者の職氏名	市長	吉田一平	
	情報課課長補佐	柴田浩善	
	総務部次長兼財政課長	青山 均	
	課長補佐（財政担当）	嵯峨 剛	
	課長補佐（管財担当）	水草 純	
	市民課長	斉場三枝	
	収納課長	高木昭信	課長補佐 山本郁子
	福祉部長	山下幸信	
	次長兼福祉施策課長	成瀬 拓	
	調整監	野口眞弓	
	福祉課長	浅井俊光	課長補佐 近藤かおり
	福祉係長	野田 聡	
	長寿課長	中野智夫	課長補佐 井上隆雄
	地域支援係長	稲垣道生	
	子育て支援課長	山端剛史	
	課長補佐（保育、子ども未来、施設担当）	門前 健	
	課長補佐（子ども家庭担当）	岡藤彰彦	
	保育係長	川本理絵	
	保険医療課長	矢野正彦	主幹 林 元美
	国保年金係長	名久井洋一	医療係長 山田菜美
	教育部長	加藤 明	
	次長兼教育総務課長	川本晋司	
	指導室長	瀧 善昌	
			計 28 名
職務のため出席した者の職氏名	議長 伊藤祐司		
	議会事務局長 角谷俊卓	書記 飯田純子	
会議録	別紙のとおり		

委員長 開会宣言

議案審査

議案第56号 長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 子育て支援課長 議案第56号について説明
林委員 市民課から長久手市のマイナンバーカードの普及率が9月13日時点で5.1パーセントだと聞いたが、庁内連携に影響はないか。
- 子育て支援課長 マイナンバーによって市町村間の情報連携が可能になる。本格稼働に向けて普及率の向上に努めていきたい。
- 大島委員 認可外保育施設通所助成金の申込みで来庁した方が、通知カードしか持っていなかった場合、窓口ではどのように対応するか。
- 課長補佐 通知カードのみでも対応している。
- 大島委員 マイナンバーカードの申請を促すことはないか。
- 子育て支援課長 マイナンバーカードの申請についての依頼はしていない。
大島委員 具体的にマイナンバーの独自利用事務の事例はどれだけ拡大したのか。
- 保育係長 子ども・子育て支援法に基づくものとして、保育料の減免に係る事務及び地域子ども子育て支援事業の実施に係る事務の2点がある。また、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づくものとして、特定医療の支給に係る事務の条件が拡大されている。
- 大島委員 児童クラブ活動費の減免に関する事務については、どの部分に該当するのか。
- 課長補佐 子どもの健全な育成を図るという趣旨に付随して、児童クラブ活動費の減免を行う。
- 大島委員 自治体の裁量により、今回の改正で児童クラブ活動費を減免する規定を追加したのか。
- 子育て支援課長 法律で定められた事務であること及び本市の独自利用事務の中に組み込む必要があるとの通知があったため、今回の改正で追加した。
- 山田(け)委員 近隣市のマイナンバーカードの普及率はどのようなか。
課長補佐 主管課でないため回答しかねる。
※市民課より回答あり
- 山田(け)委員 庁内連携について職員の受け入れ態勢はどのようなか。
子育て支援課長 混乱を招かないため、主管課から全職員に対してマイナンバー制度についての通知を行っている。
- 林委員 児童クラブ活動費は自動的に減免されるのか。
課長補佐 申請は必要である。本格稼働することで、庁外連携により所得や課

税の状況を調査することができ、申告者からの証明書の提出が不要になる。

さとう委員 本人が減免を希望した際に、所得や課税の状況を調べるということか。

課長補佐 現状では、保育料については入所申請の際に所得や課税情報を調べている。児童クラブについては減免の申請がされた場合に所得や課税情報を調べている。

さとう委員 本人から庁内連携によりマイナンバーを使って情報を調べてほしくないという要望があった場合はどうするのか。

子育て支援課長 マイナンバーの記載は法的な義務であることを丁寧に説明する。困難な場合については職権で調べることになる。

大島委員 マイナンバーの記載についての議論をあまり子育て支援課の窓口でしてほしくないと思うが、どのような窓口運営を考えているか。

課長補佐 現時点では、マイナンバー記載に関してのトラブルは発生していない。円滑な窓口運営に努めていきたい。

加藤委員 マイナンバーのセキュリティ対策は大丈夫か。

子育て支援課長 机の上に書類を出したままにしないなど、事務上の情報管理が必要であるとする。ケアレスミスがないように努めていきたい。

市民課長 8月31日時点でのマイナンバーカードの交付率は、瀬戸市7.3パーセント、尾張旭市6.8パーセント、日進市6.4パーセント、長久手市5.2パーセントであり、申請率は瀬戸市8.9パーセント、尾張旭市8.5パーセント、日進市8.4パーセント、長久手市7.4パーセントである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員 赤ちゃんからお年寄りまで住民登録している人に12桁の番号を割り振ることで、国民の税と社会保障の情報を国が掌握し、徴税強化や社会保障給付の抑制の手段に使うことが導入の本当のねらいである。既に多額の税金が投入されているが、制度の不具合の改修等でさらに150億円以上を予算計上している。6月末時点のカード希望者数も全国で1千万人となっており、政府が今年度に見込んだ普及数の半分にも届いていない。長久手市の普及率も5.1パーセント、2,838件となっており、市民を含め多くの国民が仕組みを必要としていないことがわかる。問題だらけで国民監視に繋がり、個人情報漏洩等の危険を含む本制度は、仕組みを徹底的に検証して制度の凍結、中止、廃止を含めた見直しをするという論議が長久手市内でも起こるようお願いして反対する。

賛成討論なし

反対討論なし

議案第 56 号長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数。

議案第 56 号は、原案のとおり可決

議案第 58 号

福祉課長
大島委員
福祉課長
大島委員

長久手市福祉の家障がい者福祉施設の指定管理者の指定について
議案第 58 号について説明

今回の特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立年月日はいつか。
平成 24 年 11 月 20 日の設立である。

指定管理の公募が 3 年前に引き続き今回も 1 者であったことを、どのように考えるか。

福祉課長

広報やホームページで広く周知していたが、結果として 1 者となった。NPO 法人百千鳥は、市内でも障害事業の拡大をしており実績があるため、他者がこの事業所の運営を認めた結果ではないかと考える。

大島委員
福祉課長

NPO 法人百千鳥の代表者はどのような経歴か。

把握している範囲では、市内の介護事業を行っている有限会社の出身である。その後、市内に障害者関係の事業が少ないことから、現在は障害者関係の事業を中心に行っている。

大島委員
福祉課長

防災訓練の実績はどのように把握しているか。

福祉の家全体での防災訓練に参加していただいている。また、事業所内での防災訓練も実施しており、先日も抜き打ち防災訓練を行ったと聞いている。事業所独自のマニュアルはないが、緊急連絡網は作成していると聞いている。

大島委員

指定管理者選定委員会の中で、委員から添付書類の中で監事の記名捺印がないという指摘があったと思う。少し信頼性にかける印象を持ったが、担当課としてはどう考えているか。

福祉課長

監査報告書の書類のコピーの中で捺印漏れがあった。担当課でもチェックすべきと反省している。今後はしっかりチェックしていきたい。

大島委員
福祉部長

事前に提出された書類に不備があったこと自体が問題ではないか。事業所も誤った書類を提出したことについて審査会でもお詫びしている。福祉課のチェック体制も甘かったと思う。

大島委員

誓約書を書かないとボランティアできないという話を聞いたが、担当課は把握しているか。

福祉課長

強制力を持った誓約書については把握していないため、どこまでの

誓約を求めた内容なのか確認したい。

大島委員 事業所側からボランティア側へスケジュール等の情報提供が少ないと聞くと、ボランティアが関わりやすい運営について担当課はどう考えるか。

福祉課長 広く地域の方に認めてもらえるような事業所になるように、福祉の拠点のひとつの場所に、ひまわり園とつばさ作業所を統合した。情報発信力はまだ弱いと思うため、担当課から情報発信について指導していきたい。

大島委員 誓約書の事実関係や情報発信について指導した結果はどういった形で報告してもらえるか。1か月以内に報告してもらえるか。

福祉課長 誓約書については一度確認する。ボランティアの受入態勢の現状も確認したい。1か月以内に報告書を提出する。

大島委員 生活介護や就労移行支援のサービスを何人が有料で利用しているか。
福祉課長 障がい福祉施設つばさについて、サービス利用を自己負担している方は1人である。福祉サービスについては、本人及び配偶者の収入に応じ自己負担が決まる。ほとんどの利用者が単身世帯のため自己負担は発生していない。

大島委員 就労支援先はいくつあって、どのような内容を行っているか。
福祉課長 2年半の結果として、就労移行支援事業により介護職に2人、調理関係に1人が就労に結びついている。

大島委員 報酬は施設に振り込まれるのか。本人に支払われるのか。

福祉課長 就労後については、会社から本人に支払われる。

福祉係長 就労移行中は、一旦報酬として事業所に入り、実際に作業した方へは工賃として分配している。

林委員 福祉の観点から効果的かつ効率的な管理運営とはどのようなことを考えているか。

福祉課長 効果的については、専門職を配置した質の高いサービスの提供ができること。効率的については、民間事業所が持っているノウハウを生かした低コストの高いパフォーマンスを考えている。

山田(け)委員 防犯に関して、これからの取組についてどう考えているか。

福祉課長 愛知警察署の防犯診断を受ける機会があった。特に問題はないが、さらに強化するのであれば防犯カメラの設置や窓ガラス等にフィルムを貼ることを助言された。福祉課、長寿課及び事業所の3者が一緒に聞いていたため、事業所へはできる範囲でお願いしていきたい。

加藤委員 つばさ作業所の職員体制はどのようなか。また、市内で他に指定管理業務を受けているのか。今回の指定管理料はいくらか。

福祉課長 専門職について生活介護事業では、生活支援員、調理員、准看護師、理学療法士、言語聴覚士を配置している。就労移行支援事業では、職業指導員、就労支援員、生活支援員を配置している。管理者及びサービス管理責任者は、社会福祉士、介護福祉士や精神保健福祉士の資格

を有して経験5年以上の者が配置されている。また、NPO法人百千鳥については、市内では他に指定管理業務を受けていない。指定管理料は0円である。

- 加藤委員
福祉課長
加藤委員
財政課長
合計で人数は何人か。
16人である。
指定管理者選定委員会にて適当と認められた理由は何か。
選定基準・審査項目として「住民の平等な利用を確保することができる」、「関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正な管理運営を行うことができる」、「施設の設置の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営を行うことができる」、「指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること」という4つの項目があり、100点中81.71点であった。60点以上が合格となるため、選定委員会で適正に運営ができると判断した。
- 大島委員
福祉課長
大島委員
市がNPO法人百千鳥へ委託している業務はあるか。
障がい者相談支援センターの相談業務を委託している。
事業を実施する上で事業所の人員の配置には、どのような資格が必要か。
- 福祉係長
管理者及びサービス管理責任者を配置しなければ、事業所を運営することはできない。管理者及びサービス管理責任者は、県が指定する講習を受けて資格をとる必要がある。
- 福祉課長
県の生活介護及び就労移行支援の指定を受けているものが条件である。事業を実施するには、省令で定められた人員基準を満たす必要がある。
- 大島委員
事業所の場所が移動し、障がい者の姿が見えなくなり、閉鎖的な感じがする。NPO法人百千鳥へ、障がい者の姿が見える形で事業を行ってほしいと伝えてほしい。
- 福祉課長
市としては、現在の場所が閉鎖的な空間だとは一切考えていない。福祉の拠点であり、多くの人に利用者の顔を見ていただける場所であると思っている。事業所へは、地域の方と連携して事業を行い、より多くの方に見てもらえるよう伝えていきたい。
- 山田(か)委員
福祉課長
指定管理者の光熱水費等の負担はどのようになっているのか。
光熱水費等の支払いは、福祉の家全体から床面積で按分して負担してもらっている。
- 山田(か)委員
福祉課長
定員を超えて利用できなかった人に対して、市は別の公共の場所を提供していくのか。
現在、市内には民間事業所やNPO法人が多数存在しており、定員超過には至っていない。市が場所を提供することは今のところ考えていない。
- さとう委員
3年前に市直営をやめて指定管理者制度を導入した効果はどのようなか。

福祉課長 つばさ作業所とひまわり園を統合する前は、面積や人員の基準が障害福祉サービスに合致していなかった。専門的な職員を配置した生活介護及び就労移行事業所ができたことが効果として考える。費用面については、以前はつばさ作業所へ指定管理料を払っていたが、現在は0円である。事業費としては増額となったが、国の補助金により市の費用負担は抑えられたと考える。

さとう委員 利用者は事業所で具体的にどのような作業をしているのか。

福祉課長 生活介護事業では、重度の方が日中を過ごす場となっており、紙すき作業等をしている。就労移行支援事業では、介護事業所や調理関係で働けるノウハウを身につけるための訓練を施設外就労も含めて行っている。

さとう委員 現在NPO法人百千鳥の財政状況は大丈夫か。組織全体で何人の職員がいるのか。

福祉課長 指定管理1年目の平成26年度に比べると着実に利用者数が伸びており、財政状況も上向いている。全体の職員数は32名との報告を受けている。

大島委員 どのような場所へ施設外就労に行っているのか。

福祉課長 施設外就労としては、愛知たいようの杜等の高齢者施設へ行っている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第58号長久手市福祉の家障がい者福祉施設の指定管理者の指定については、全員が賛成。

議案第58号は、原案のとおり可決

<休憩 午前11時21分>

<再開 午前11時30分>

認定第6号 認定第6号平成27年度長久手市介護保険特別会計決算認定について
長寿課長 認定第6号について説明
林委員 要介護認定に対して、不服の申し出はあったか。

長寿課長 平成 27 年度中の申し出はなかった。

林委員 要介護認定者で介護サービスを利用していない人数は何人か。

長寿課長 人数は把握していないが、概ね 9 割が介護サービスを利用している。

大島委員 介護給付費の財源構成はどのようなか。

長寿課長 居宅給付費の財源構成は、国が 20 パーセント、国の調整交付金が 5 パーセント、県が 12.5 パーセント、市が 12.5 パーセント、第 1 号被保険者が 22 パーセント、第 2 号被保険者が 28 パーセントであり、長久手市は国の調整交付金は非交付である。

山田(け)委員 施設等給付費の財源構成は、国が 15 パーセント、県が 17.5 パーセントであり、残りの割合は居宅給付費と同じである。

長寿課長 介護認定審査会の委員の定員数は 20 人であるが、主要事業の成果で 22 人となっている理由は何か。

林委員 年度途中で委員の交代があったためである。

長寿課長 国の調整交付金が非交付であるが、その部分についてはどこが負担しているのか。

林委員 第 1 号被保険者に賦課している。

長寿課長 低所得者の第 1 号被保険者に対する減免はあるのか。

大島委員 消費税増税に伴い低所得者第 1 段階に対する税の補助金によって対応できていると判断するため、市の単独での減免は行っていない。

課長補佐 苦情処理業務手数料について、内容はどのようなものか。

大島委員 介護保険の苦情窓口である国保連合会に支払っている。苦情件数ではなく、被保険者数により費用を負担している。

課長補佐 賦課徴収諸経費について、口座振替手数料とコンビニ収納業務取扱手数料は 1 件あたりいくらかかるのか。また何件実績があったか。

大島委員 口座振替手数料は、1 件 9.53 円×1.08、年間 369 件であった。コンビニ収納業務取扱手数料は、1 件 60.48 円、年間 1,321 件であった。

長寿課長 特別徴収経由事務手数料の支払先はどこか。

大島委員 国保連合会である。

大島委員 居宅介護サービス、地域密着型介護サービス及び施設介護サービスについて、市内外の利用の割合はどうか。

長寿課長 利用割合の内訳は不明である。予防給付におけるデイサービスの内、機能回復関係は市外の施設を利用する人が多いと把握している。

大島委員 介護予防二次予防事業及び介護予防二次予防対象者把握事業は、具体的にどのような事業をどこへ委託しているか。

長寿課長 介護予防二次予防事業は、社会福祉法人長久手市社会福祉協議会及び愛知たいようの杜へ委託している。介護予防二次予防対象者把握事業は、アシスト株式会社へ委託している。

地域支援係長 介護予防二次予防事業は、福祉の家で口腔ケア教室、栄養改善教室、あったか昼食会等を実施している。また、介護予防二次予防対象者把握事業は、要介護、要支援認定者を除く 65 歳以上の方へ基本チェックリス

- トを郵送し、返送された結果により介護予防事業の案内を行っている。
- 大島委員 基本チェックリストの返送後はどのような処理をしているのか。
- 地域支援係長 返送された後はアドバイス票を郵送し、介護予防事業の案内をしている。介護予防事業へ参加を希望される方に対しては、地域包括支援センターから連絡をしている。
- 大島委員 提出された基本チェックリストの取り扱いはどのようになっているか。
- 地域支援係長 市とアシスト株式会社の契約書の中で個人情報の取り扱いについては、適正に取り扱う条項を設けている。
- 林委員 基本チェックリストの返送率はどのようか。
- 長寿課長 平成27年度は7,225人に郵送しており有効回収数が5,262人である。有効回答率は72.8パーセントである。
- 林委員 返送がなかった方に対して何か行っているか。
- 長寿課長 特段アクションはしていない。
- 林委員 平成27年8月から一定以上の所得のある65歳以上の方がサービスを利用したときの負担割合が2割となったが、これに伴いサービスを控えた方はいるか。
- 長寿課長 人数は把握していない。
- 山田(け)委員 システム改修委託について、委託先及び委託内容はどのようか。
- 長寿課長 委託先は、介護保険システム全般を委託している日本電子計算株式会社である。改修内容は、一定所得以上の方の自己負担を引き上げるための所得情報把握のための改修、システム連携のための改修、口座振替の金融機関を追加するもの等である。
- 課長補佐 マイナンバーに係る改修については、日本電子計算株式会社及びNECネクサソリューションズ株式会社へ委託している。
- 山田(け)委員 金額の妥当性はどのように判断しているのか。
- 長寿課長 競合業者がないため、比較検討はできていない。
- 山田(け)委員 システム改修関係で多額の経費がかかっているため、今後比較検討していただきたい。
- 大島委員 介護予防一次予防事業費のいきいき倶楽部事業及び介護予防事業について、委託先及び委託内容はどのようか。
- 長寿課長 いきいき倶楽部事業は、委託先が有限会社ハートフルハウスであり、地域の老人憩の家や集会所に出向いて、健康チェックや創作活動を実施している。介護予防事業は、社会福祉法人長久手市社会福祉協議会へ委託している。
- 地域支援係長 介護予防事業は、福祉の家でアクア教室や転倒予防教室等を実施している。
- 林委員 低所得者保険料軽減繰入金の国と県の負担割合はどのようか。
- 課長補佐 割合は、国が2分の1、県が4分の1、市の一般会計からの繰入が4分の1である。
- 大島委員 庁舎共通管理費の通信運搬費は具体的に何か。

- 財政課長補佐 費目ごとに予算配分しているもので、郵便料、コピー機使用料等を仕事量に応じて按分している。
- さとう委員 不納欠損は何件で主な原因は何か。
- 課長補佐 合計 83 件であり、主な原因は経済的な理由である。
- さとう委員 消費税が 8 パーセントに引き上げられ平成 27 年度は地方消費税交付金が増えたが、どのような充実があったか。
- 課長補佐 介護保険料の第 1 段階の所得段階区分の方の負担を補助する目的で、国や県から交付されている低所得者保険料軽減繰入金の財源として充てられた。
- 長寿課長 第 1 段階の方の 1 人当たりの年間の保険料が、2 万 7,200 円から 2 万 4,200 円に引き下げる効果があった。
- 大島委員 生活支援体制整備委託の委託先及び委託内容はどのようなか。
- 福祉施策課長 委託先はゴジカラ村役場株式会社であり、内容は生活支援コーディネーターを配置し、社会資源の発掘や生活支援のサポーターを養成するものである。
- 大島委員 社会資源の発掘によって、どのような効果があったか。
- 福祉施策課長 高齢者の憩いの場等を調べて、高齢者が集まるような場所を載せた「行こ居こマップ」という地図を作成し、広報を通じて広く普及していくことができるという効果がある。
- 大島委員 「行こ居こマップ」は配布されているのか。議会への配布もあるのか。
- 長寿課長 「行こ居こマップ」は庁内で整理中であるが、福祉事業所や民生委員等へ配布している。サロンのリーダーの電話番号も載せているため、広く展開していくため見直しをしていきたい。生活支援コーディネーター及び地域包括支援センターと連携して作成しているため、広く対外的に配布することになれば議会へも早めに配布する。
- 林委員 包括支援事業のケアマネジャーは何名で、1 人当たりのプラン作成件数はどのくらいか。
- 長寿課長 それぞれの地域包括支援センターに正規職員が 3 名在籍し、他にケアプラン作成を中心に行う者が 1～2 名いる。プラン件数は 1 月当たりの平均で、長久手市社会福祉協議会地域包括支援センターが 119 件、愛知たいようの杜地域包括支援センターが 117 件である。
- 林委員 ケアプラン作成の上限数はあるか。
- 地域支援係長 1 人あたりの上限数はないと認識している。
- さとう委員 総合事業に移行することによって、来年度予算で大きく変わる場所はありますか。
- 長寿課長 総合事業によって 3 款（地域支援事業費）1 項（介護予防事業費）の組み立てが変わると考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

認定第6号平成27年度長久手市介護保険特別会計決算認定については、賛成多数。

認定第6号は、原案のとおり可決

<休憩 午後0時33分>

<再開 午後1時40分>

議案第54号 平成28年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 長寿課長 議案第54号について説明
- 林委員 繰越金約1,320万円は前年度の実質収支額の一部ということであるが、具体的には何か。
- 長寿課長 前年度の実質収支額が総額4,398万3,636円であるが、今回は最低限必要な部分を補正した。
- 林委員 5パーセントの国の調整交付金分は第1号被保険者が負担しているが、負担軽減をすることを考えなかったか。
- 長寿課長 平成27年度の実績により、決められた財源内訳に応じて年度の清算を行った。調整交付金分についても第1号被保険者からの負担部分として規定どおり年度の清算を行った。
- 大島委員 認知症地域推進支援委託のサポーター養成講座はいつまで続けるのか。
- 長寿課長 最終年度は決めていない。
- 大島委員 地域いきいきライフ普及啓発委託について、サロンで提供するお茶代等の食糧費はどのような取り扱いになるのか。
- 長寿課長 今回該当する部分はない。この委託とは別の問題として、地域のサロンにどういう経費を出すかは今後決めていきたい。お茶代等については利用者の実費負担になると考えている。
- 大島委員 経費の使途についてガイドラインはあるのか。
- 長寿課長 地域いきいきライフ普及啓発委託については、地域でサロン活動をしている方に対して市が講師を派遣するための人件費を委託契約することを想定している。お茶代等の負担はしない。
- 加藤委員 市が講師の人件費を負担するのか。
- 長寿課長 市が講師を雇い、利用したい地域へ講師を派遣することになる。
- 大島委員 講師の派遣申込みは長寿課窓口で行うのか。
- 地域支援係長 委託事業者と契約を締結し、派遣の申込みは長寿課または委託事業者

で行うことを想定している。契約は単価契約を考えている。

大島委員 事業者へは手数料が入るとのことか。

地域支援係長 講師の研修費や申込み事務にかかる人件費等の基本的な部分の契約と派遣ごとの単価契約の組み合わせを想定している。

加藤委員 地域いきいきライフ普及啓発委託は、何回分を想定して計上したのか。

長寿課長 新しい総合事業の準備として、平成 29 年 3 月までで 100 回分を計上した。

さとう委員 地域いきいきライフ普及啓発委託の市の負担はいくらか。

長寿課長 市の負担割合は 19.5 パーセントである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 54 号平成 28 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、全員が賛成。

議案第 54 号は、原案のとおり可決

認定第 2 号 平成 27 年度長久手市国民健康保険特別会計決算認定について

保険医療課長 認定第 2 号について説明

大島委員 保険財政共同安定化事業の交付金及び拠出金は、どのように額が決定されるのか。

保険医療課長 愛知県全体の 80 万円以下の保険給付費の 100 分の 59 を想定して各保険者へ割り振りしている。拠出超過の場合は県からの補填があり、全体の平準化を図っている。

大島委員 前期高齢者交付金と前期高齢者納付金の関係はどのようなか。

保険医療課長 前期高齢者交付金は社会保障診療報酬支払基金から交付されるものである。支払基金には、保険者間で生じる前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整し、前期高齢者加入率の全国平均を基準として、加入率が全保険者平均を下回る場合は納付金を納付し、加入率が全保険者平均を上回る場合は交付金が交付されることになっている。

大島委員 来年度の前期高齢者交付金はどうなると考えているか。

保険医療課長 平成 28 年 10 月より社会保険の適用が拡大された関係で、国民健康保険の前期高齢者数も減少すると考える。前期高齢者交付金についても、全国的に対象者数が減少となれば交付金が少なくなると考える。

- 山田(け)委員 国民健康保険税の徴収率が上がっているが、収納課としてどのような努力をしたのか。
- 収納課長 職員が滞納整理機構で学んだノウハウが生かされていると考える。また、口座振替の推奨や不納欠損になるものを早めに洗い出すことが成果に繋がっていると考え。
- 林委員 平成27年度に滞納整理機構ではどういった財産を差し押さえたのか。
- 収納課長 差し押さえは5件あり、全体で29万2,600円徴収している。内訳は、預貯金が2件で10万5,500円、給与が1件で4,800円、年金が1件で3万1,300円、生命保険が1件で15万1,000円である。
- 加藤委員 保険給付事業の高額療養費は、1人当たり平均いくらかかっているか。また、最高額はわかるか。
- 保険医療課長 平成27年度は1人当たり29万7,627円、県内では低い状況である。平成27年度からC型肝炎の治療薬が保険の対象となった関係等から、さらに高額療養費は増加すると考える。
- 国保年金係長 例えば、C型肝炎等の高額な薬剤が使われた方で1か月225万2,220円の費用がかかっており、腎不全・人工透析等の場合で年間約500万円の費用がかかった方がいる。
- 大島委員 賦課徴収諸経費について、口座振替手数料とコンビニ収納業務取扱手数料は1件あたりの費用は、介護保険の手数料と同額か。
- 収納課長 同額である。
- 大島委員 電算処理費の国保連合会共同処理委託費はどこへ支払っているか。
- 国保年金係長 国保連合会へ支払っている。
- 大島委員 賦課徴収費の電算委託の委託先はどこか。
- 国保年金係長 NECネクサソリューションズ株式会社である。
- 大島委員 国保を納付書により納付している方は何人か。手数料はかかるか。
- 収納課長 人数は不明であるが、口座振替が4割、コンビニ収納が2割、それ以外の銀行や市役所の収納窓口が4割である。納付書納付の手数料はかかっていない。
- 林委員 7割・5割・2割軽減について、軽減対象者は全て申告されているか。
- 保険医療課長 所得を把握した段階で自動的に軽減の対象となる。所得を把握しないと軽減の対象にはならないため、未申告者へは市民税の申告や国民健康保険の簡易な申告をしていただくよう促している。
- 林委員 滞納者の中に未申告で軽減対象とならなかった方はいるか。
- 保険医療課長 把握していない。
- 林委員 国保の加入者は低所得者が多く、所得の未申告者が多いことから収入未済に繋がるという悪循環はないか。
- 保険医療課長 滞納者で未申告であることが把握できれば個別で対応している。
- 林委員 未申告者を減らすための市民への啓発は考えていないか。
- 保険医療課長 パンフレットに記載できるようであれば、今後配慮していきたい。
- 大島委員 審査支払手数料は、どのように算定されるのか。

国保年金係長 毎年愛知県の国保連合会から示されている。例えば、病院の診療報酬明細書の点検費用や出産育児一時金を国保連合会経由で払う場合の手数料であり、毎月実績で支払っている。

大島委員 診療報酬明細書の査定率は示されるのか。

保険医療課長 査定率は不明である。国保連合会で受け付けたレセプトは電算処理により第一審査を行っている。エラーになった部分については人の目でチェックしている。

大島委員 保健衛生普及費の医療費通知は、どのようなものか。

国保年金係長 医療費通知は、何か月間かにまとめて被保険者で医療機関を受診した方に送付している。これまでも実際に支払った額と異なる等の事例があったため、医療費通知を送付することで、自身が受診した医療を見直す機会になっていると考える。

大島委員 出産育児一時金について、国保税を滞納している人への対応はどのようなか。

保健医療課長 特に制限はしていない。

大島委員 出産育児一時金について、何人目の出産かということは把握しているか。

保険医療課長 金額が一律であるため把握していない。

林委員 一般被保険者延滞金について、延滞金だけを徴収する場合もあるか。

収納課長 基本的には本税に伴って徴収するが、本税の支払いが終わり延滞金のみ残っている場合は延滞金のみを徴収する場合もある。

林委員 一般被保険者延滞金の総件数はどれくらいか。

収納課長 把握していない。

さとう委員 前年度に比べて退職被保険者数が 26.4 パーセント減少しているが、要因は何か。

保険医療課長 退職者被保険者数の減少は、平成 26 年 3 月に退職者医療制度が廃止されたことにより、現在は経過措置として存続しており、新規で対象になる方がいないため今後も減少していくと考える。

さとう委員 平成 27 年度に消費税が 8 パーセントに引き上げられたことによってどのような充実があったか。

国保年金係長 消費税増税分は、保険基盤安定繰入金に充てている。

保険医療課長 消費税増額分として全国で 1,700 億円が公費として投入されている。本市においては、平成 27 年度は 5,099 万円が対象となり、平成 26 年度と比較すると 3,067 万円増額となっている。

さとう委員 特定保健指導の積極的支援について、暫定値で 21.9 パーセントであるが、利用率をあげる考えはあるか。

国保年金係長 特定保健指導は半年間経過を見ながら保健指導をする。現在も保健指導が進行している方もいるため、暫定値として 21.9 パーセントとなった。最終的な利用率は上げていきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員

国民健康保険加入者の7割は300万円未満の所得者である。国は被保険者の所得に対する保険税の負担割合が大きすぎるということで滞納者が増加していることを認めている。そして保険税を1人当たり5千円相当の減額ができる交付金を自治体に拠出している。本市は一般会計に投入し繰入をしており、1人当たりの保険税減額に直接繋がっていない。また、滞納世帯の多くは払いたくても払えない世帯であり、滞納繰越金が5,200万円程、滞納整理機構の取立てが5件約30万円となっている。滞納整理機構の取立ては営業と生活を脅かすことが愛知県の自治体キャラバンの実態調査でも明らかになっている。最後のセーフティネットである国保とは何か、担当課だけではなく全庁で認識を共有し、本当に必要な方に安心して医療を受けられる制度を要望して反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

認定第2号平成27年度長久手市国民健康保険特別会計決算認定については、賛成多数。

認定第2号は、原案のとおり可決

<休憩 午後3時17分>

<再開 午後3時30分>

認定第7号

平成27年度長久手市後期高齢者医療特別会計決算認定について

保険医療課長

認定第7号について説明

林委員

電算プログラム変更委託について、委託先はどこか。

保険医療課長

株式会社日本電子計算へ委託している。

林委員

電算プログラム変更委託費は国庫から支出されるのか。

医療係長

国庫補助金の算定対象になっている。

林委員

健診事業の受診率が50パーセントを下回っている理由は何か。

保険医療課長

受診率の45.73パーセントは、愛知県下で18位であり高い受診率であるとする。より高い受診率にするため、さらに周知の工夫をしたい。

林委員

後期高齢者医療保険料の愛知県の平均は1人当たりいくらか。

医療係長

1人当たりの愛知県平均は7万9,727円である。

林委員 低所得者向けの保険料軽減制度の軽減割合と軽減者数はどのようなか。
保険医療課長 軽減割合は、世帯の所得に応じて9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、
2割軽減の4種類がある。全体の軽減者数は1,433人である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員 後期高齢者医療制度については、年金等で収入が少ない一方で医療費がかさむ後期高齢者の独立保険であり、基盤の極めて脆弱な仕組みである。法律自体その目的に医療費の削減を掲げて、医療内容の差別化にも繋がっているものであると思う。また以前から姥捨て制度であると強く批判されている。貧困と格差が広がっている中で、高齢者の必要な医療や介護を保障することが求められると考えるため反対とする。

賛成討論なし

反対討論なし

認定第7号平成27年度長久手市後期高齢者医療特別会計決算認定については、賛成多数。

認定第7号は、原案のとおり可決

議案第55号 平成28年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
保険医療課長 議案第55号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第55号平成28年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全員が賛成。

議案第55号は、原案のとおり可決

所管事務調査

1 特別支援教室について

- 教育総務課長 (1) 本市の特別支援学級の現状と通常学級における特別支援教室の現状について説明
(2) 不登校の児童生徒の現状について説明
(3) 現職教員に対する特別支援教室の研修内容について説明
(4) 配慮が必要な児童生徒に対する福祉部局との連携について説明
- 林委員 5歳児すこやか発達相談及び就学時健診の後、診断に結び付けるような取り組みはどのようなか。
- 子育て支援課長 5歳児すこやか発達相談については、前年度に市内の4歳児を対象に調査票を送付している。平成27年度は約700件送付しており7割から返答があった。相談をいただいた方には、福祉の家の障がい者相談支援センターの相談員の紹介やすぎのこ教室の紹介等、就学に向けて円滑な移行を支援している。
- 山田(け)委員 特別支援学校の体験入学について、申込み状況はどのようなか。
教育総務課長 学校が直接行っているため、市としては情報を持っていない
加藤委員 愛知県平均や全国平均に比べると長久手市の小学校は不登校者が多く、中学校は少ないがこの現状をどう考えるか。
- 教育総務課長 不登校児童の愛知県平均は平成23年度が0.41パーセント、平成24年度が0.39パーセント、平成25年度が0.46パーセントであり本市の不登校児童の割合は県平均を下回っており、平成26年度のみ県平均を上回っている。原因の特定はできていない。
不登校生徒の愛知県平均は平成23年度が2.84パーセント、平成24年度が2.77パーセント、平成25年度が2.99パーセント、平成26年度が3.14パーセントであり、いずれも本市の割合は県平均を下回っている。割合としては落ち着いているが、人数を比べると小学校よりも中学校の方が多いためである。
- 林委員 不登校児童生徒が特に多い学校はあるか。
- 教育総務課長 平成26年度では西小学校が他校に比べて不登校児童が多かったが、原因の特定には至っていない。
- 山田(か)委員 現在スクールソーシャルワーカーが2名で各校を巡回しているが、人数を増やす考えはないか。
- 教育総務課長 学校へのスクールソーシャルワーカーの配置については、国や本市の状況を見ながら勘案したい。通常スクールソーシャルワーカーは社会福祉士の資格を持った方であるが、長久手市の場合は社会福祉士の資格を持っていない方が社会福祉協議会や福祉部局へ繋ぐという役割を担っている。

林委員
指導室長 長期欠席の生徒と直接接触する機会は定期的にあるのか。
担任の先生を中心に接触する機会は設けている。保健室へ登校できる児童生徒や夕方から登校できる児童生徒等さまざまなケースがあるが、逐次連絡をとるように指導をしている。

山田(か)委員 委員会視察で東京都日野市へ行ったが、教育におけるユニバーサルデザインの発想等とても先進的なことを行っていた。今年度も長久手市現職教育協議会主催の研修を行っているが、今後の教員向けの研修として、先進地へ派遣することは考えないか。

教育総務課長 研修には力を入れていきたいと思っている。ただ今の状況では、まだ学ぶことはたくさんあるため、大方針を立てて取り組んでいきたいと考える。

大島委員 不登校の原因の把握や解決するための方法等についての教育委員会の基本的な方針はどのようなか。

教育総務課長 愛知県の指導要領や各学校が掲げている経営案に沿って指導を行っている。学校現場では、児童生徒それぞれに応じて指導計画を立てながら対応している。また、現在策定準備中の教育振興基本計画の中で柱を立てながら具体的な施策の整理をしていきたい。

山田(け)委員
指導室長 現在、大学連携として具体的にどのような支援を行っているか。
学級指導補助として発達障害の子どもをサポートに入ることが中心であるが、一部学習の指導の補助もしている。

さとう委員 東京都日野市の視察で、校内委員会が上手く機能することが重要であると感じたが、長久手市の校内委員会はどう機能しているか。

指導室長 各学校で定期的に行われている。1人で抱え込まないよう全校体制で指導ができ、また特別支援教育コーディネーターへ相談するための判断材料になるため、効果としてはマイナスではないと考える。

さとう委員 統計的に発達障害の子どもは少なくとも6.5パーセントいると言われている。東京都日野市では、発達障害の子どもにいいものは他の全ての子どもにとってもいいものであるという考えからユニバーサルデザインの教育に取り組んでいる。本市はユニバーサルデザインの教育についてどう考えているか。

教育総務課長 愛知県の指導方針や学校現場での状況を見て今後研究していきたい。

さとう委員 サポートブック「TUNAGU」を活用して切れ目のない支援ができていますか。課題はあるか。

子育て支援課長 「TUNAGU」は平成25年度から累計で170冊発行している。現状では新年度になってから学校へ情報提供しているため、学校現場からはもう少し早い段階から情報がほしいとの要望をもらっている。今後はできるだけ早い段階から教育部局との情報共有を目指していきたいと考える。

2 行政評価票「ホームヘルパー派遣事業」及び「デイサービス事業」について

- 長寿課長 ホームヘルパー事業及びデイサービス事業について説明
- さとう委員 市として、要支援でも要介護でもない方を対象にした「ホームヘルパー事業」及び「デイサービス事業」は今後も続けていく方針か。
- 長寿課長 新しい総合事業に同じような機能を持つていくことになる。実際のサービスの提供の仕方を国の考え方にそって見直したいと考えている。具体的に訪問型サービスについては、現在は介護事業所が非該当の方への「ホームヘルパー事業」及び「デイサービス事業」のサービスを提供しているが、今後は訪問型サービスB（住民主体による支援）として、介護の専門の資格がなくてもある程度は対応できると考えている。現行のワンコインサービス等も含めて現実的に対応できる体制を考えていきたい。
- さとう委員 他自治体でも同じように要支援でも要介護でもない方を対象にした事業を行っているのか。
- 長寿課長 近隣では、ホームヘルパー事業は瀬戸市、尾張旭市、日進市が行っており、デイサービス事業については瀬戸市が行っている。
- 大島委員 2つの事業は、現在上乘せ横だしサービスとして実施しているものを、介護保険の中で実施していき、削減していく観点で見直しをするのか。
- 長寿課長 上乘せは市が単独で行うサービス、横だしは自主財源や介護保険ではできないサービスであると思うが、今回の場合は介護保険の制度に当てはめていくもので、現在の予防給付（2款）から地域支援事業（3款）へ移行していくものである。
- さとう委員 今年度末に新しい総合事業へ移行するということで、引き続き教育福祉委員会で調査させていただく。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後4時42分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成28年9月16日

教育福祉委員会委員長 さとうゆみ